

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴、同反訴請求事件

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫

被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告) 豊田 泰文

説明書面

平成27年10月16日

大阪高等裁判所第七民事部S2係 御中

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫



控訴人(以下、第一審本訴被告、反訴原告)は、平成27年8月28日の第一回口頭弁論において、裁判長より求められた「弁護士懲戒請求、裁判記録等」の公開が原因による裁判の判例について、下記の通り、説明する。

第1 はじめに

本訴と同じ状況での裁判例は見当たらないが、部分的に本訴に類似する判例、事例が存在するので、その判例、事例で、本訴との類似性を下記の通り、説明する。

第2 適合する判例、事例について

1. 平成20年6月11日東京高裁判決の損害賠償事件(乙第60号証、61号証、62号証)

この事件は、東京都議会議員が、都立病院に事前連絡なしに調査活動を行ったため、都立病院側が、その東京都議会議員を刑事告発し、その事実をインターネットで公開した。後に、刑事告発が嫌疑不十分となり、その都議会議員は、東京都を相手に損害賠償請求を

東京地裁に申立たが、棄却された。

この判例については、本訴訟と下記の類似点がある。

(1)都立病院側が、刑事告発の事実をインターネットで公開している。刑事告発を懲戒請求と読み替えれば、本訴と合致する。

(2)その刑事告発が不起訴になっている。これは、刑事告発を懲戒請求と読み替えれば、本訴と合致する。

なお、この東京都議会議員について、東京都都議会は、この議員の調査活動について、調査特別委員会が設けられた。

2. 2014年1月15日の大阪弁護士会の所属弁護士に対する「懲戒を行わない」という大阪弁護士会の決定(乙第63号証)

これは、大阪地裁で無罪判決を受けた被告の弁護を担当した弁護士が、日本放送協会(NHK)の取材を受け、NHKの取材の意図に賛同し、公判で、大阪地検が提出したDVDをNHKに提供して、NHKが、自社の番組でそのDVDの中の動画を放映したため、大阪地検が、裁判証拠(提出書類等)の目的外使用として、大阪弁護士会に懲戒を請求したが、大阪弁護士会は「懲戒をしない」という決定を下した。

この事件について、本訴訟との類似点は下記の通りである。

(1)日本放送協会(NHK)が、公共放送で、裁判証拠を放映した。これは、日本放送協会を和ネット(第一審本訴被告、反訴原告が主催するインターネットサイト)、公共放送をインターネット、放映したを「流した」と読み替えれば、本訴訟と合致する。

3. 裁判資料の公開を利用して、裁判資料の内容が報道されたため、閲覧禁止等の申立が提出された例(乙第64号証)

この事件は、裁判を申し立てた原告の裁判所に提出した書類が、裁判資料の公開の制度を使つ

た閲覧により、インターネットを使った報道機関に、事実関係をインターネット上で報道されたため、個人情報がインターネットに流出したとして、その原告側が、東京地裁に閲覧制限等の申立を行った。

この事件について、本訴訟との類似点は下記の通りである。

(1)個人情報がインターネットに流出した。これは、「事務所名、弁護士名」と読み替えれば、本訴と合致する。

第3 まとめ

上記1.の判例から、検察が不起訴処分を行っても、公人の犯罪事実に関しては、国民の知る権利を考えれば、広くその情報を提供すべき性質のものであるとして、損害賠償を棄却されているので、本件についても、被控訴人（以下、第一審本訴原告、反訴被告）は弁護士という準公人であり、その準公人の違法行為の情報の提供は、国民の知る権利の範疇にあるのであるから、第一審本訴原告、反訴被告の訴えは、棄却されるべきものである。

また、上記2の例から、弁護士懲戒請求は、違法であっても、悪質性がなければ、弁護士会が懲戒を行わないという決定を下しており、この2. 例は、裁判資料の目的外使用（報道機関に提供して広くその情報が国民に提供された）の部分は、刑事訴訟法に抵触する違法行為であると弁護士会は認定したが、国民の知る権利の方が優先されるものとして、懲戒を行わないとの決定がなされたものであるので、本件は、上記2. の例からすると、公開されている裁判資料は、刑事訴訟法に抵触する裁判資料はまったくないから、2. の実例からすると公開は違法行為であるとはいえない。国民の知る権利が優先されるべきものであるので、被控訴人（以下、第一審本訴原告、反訴被告）の訴えは棄却されるべきものである。

なお、上記2. の例（懲戒請求が行われたという事実）が報道機関に報道されたことに関しては、なにも問題になっていない。

上記3の例では、民事訴訟においても、裁判資料は公開が原則であるので、裁判資料の閲覧により、プライバシーの侵害、または、営業の秘密等の漏洩等で、業務に著しい支障が発生する場合は、担当の裁判所に対し、閲覧制限を申立を行い、裁判所が認めれば、閲覧制限を受けることになる。

本訴訟については、閲覧制限等の申立も裁判所が閲覧制限を認めたということも、第一審本訴被告、反訴原告は連絡を受けていない。つまり、第一審本訴原告、反訴被告は、この申し立てを行っていないのである。そのため、裁判資料については、第三者が閲覧して、それをもとにして報道することが可能である。また裁判の公開の原則、国民の知る権利から考えて、それを止めることはできない。

しかるに、第一審本訴原告、反訴被告の訴えは、失当であるとしか言いようがないのは明らかである。

上記より、第一審本訴原告、反訴被告の訴えは棄却すべきものであるのは明らかである。

以上